平成 24 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設・拡充・延長)

(金融庁)

			T		(金融厅)
制	度:	名	自動発注サーバに係る非課税	措置の創設	
税		目	所得税・法人税		
要	3		証券等の売買を自動的に発注す を恒久的施設に含まれないもの		発注サーバ」とい
望					
o o					
内					
容				平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— (—)
	(1)政策	策目的		
新		~ ⊢	ᄓᄱᇎᆉᇉᆛᄀᅼᆍᄓᅅᄾᆇᆡ		+ 1*+
設	J		投資家による自動発注サーバを 場の流動性の拡大や金融・IT関		
•	,,	•\ 1 <i>L-L</i>	the activity and the		
拡	(2	2) 施第	策の必要性		
充	=		、海外投資家が、我が国において 自動発注を行う場合、当該サーバ		
又	-		自動光圧を打り場合、ヨ該リー/ 西証券等に係る利子、配当、譲渡		
は	J	人税(外	・国法人の場合)が課税される可	能性がある。	
延		このた	こめ、海外投資家による自動発注	サーバを通じた有価証券	等の売買が制約さ
長	1	こている	る状況である。		
を					
必					
要					
ع					
す					
る					
理					
由					

	合 理 性 有 効 性	政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度 の整備・定着
今回の要望に関連する事項		政 策 の 達成目標	海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることによる、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間 中の達成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の 達 成 状 況	新設要望のため、該当せず。
		要望の 措置の 適用見込み	自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることが見込まれる。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大が見込まれる。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
		要望の措置 の 妥 当 性	イギリス、香港といった金融先進国において実質的に導入されている措置である。
事項 適用実績と効果に関連する これまでの租税特別措置の		租税特別 措 置 の 適用実績	新設要望のため、該当せず。
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	新設要望のため、該当せず。

前回要望時 の達成目標	新設要望のため、該当せず。
前回要望時からの達成	新設要望のため、該当せず。
度及び目標	
に達してい	
理由	
	本年度からの要望である。
これまでの	
要望経緯	